

新潟県条例第10号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 （略） （この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。 （この条例の失効に伴う経過措置）</p> <p>3 この条例の失効前に取得し、又は借り受けられていた事業用地（<u>令和6年3月31日</u>以前に取得し、又は借り受けられていた事業用地を除く。）において、<u>令和10年3月31日</u>までに事業用家屋の新設又は増設の着手があり、<u>令和11年3月31日</u>までに当該事業用家屋が事業の用に供された場合にあつては、当該事業用家屋の新設又は増設をした法人に対して課する法人の県民税、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税並びに当該事業用家屋及び当該事業用地の取得に対して課する不動産取得税については、第2条の2から第9条までの規定は、なおその効力を有する。</p> <p>4 この条例の失効前に取得し、又は借り受けられていた事業用地（<u>令和6年3月31日</u>以前に取得し、又は借り受けられていた事業用地に限る。）において、この条例の失効の際現に事業用家屋の新設又は増設の着手があり、<u>令和11年3月31日</u>までに当該事業用家屋が事業の用に供された場合にあつては、当該事業用家屋の新設又は増設をした法人に対して課する法人の県民税、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税及び当該事業用家屋の取得に対して課する不動産取得税については、第2条の2から第9条までの規定は、なおその効力を有する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 （略） （この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。 （この条例の失効に伴う経過措置）</p> <p>3 この条例の失効前に取得し、又は借り受けられていた事業用地（<u>令和3年3月31日</u>以前に取得し、又は借り受けられていた事業用地を除く。）において、<u>令和7年3月31日</u>までに事業用家屋の新設又は増設の着手があり、<u>令和8年3月31日</u>までに当該事業用家屋が事業の用に供された場合にあつては、当該事業用家屋の新設又は増設をした法人に対して課する法人の県民税、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税並びに当該事業用家屋及び当該事業用地の取得に対して課する不動産取得税については、第2条の2から第9条までの規定は、なおその効力を有する。</p> <p>4 この条例の失効前に取得し、又は借り受けられていた事業用地（<u>令和3年3月31日</u>以前に取得し、又は借り受けられていた事業用地に限る。）において、この条例の失効の際現に事業用家屋の新設又は増設の着手があり、<u>令和8年3月31日</u>までに当該事業用家屋が事業の用に供された場合にあつては、当該事業用家屋の新設又は増設をした法人に対して課する法人の県民税、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税及び当該事業用家屋の取得に対して課する不動産取得税については、第2条の2から第9条までの規定は、なおその効力を有する。</p>

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。